

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成20年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年1月13日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1(1) 監査対象機関名 保健福祉部保健福祉企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成20年8月5日

イ 本監査実施日 平成20年9月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成20年10月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
医療審議会医療計画部会の委員報酬の支払に当たり、委員報酬を支給しないこととされている常勤の職員である委員に対し支給していたものが5件、48,000円あったので、適正な事務執行に努められたい。	委員報酬の支払に当たっては、支給調書へ職名及び身分等の記載を徹底し、複数職員がチェックすることにより再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 保健福祉部児童家庭課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成20年7月24日

イ 本監査実施日 平成20年9月2日

(3) 監査結果の公表の日 平成20年10月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
放課後児童健全育成事業費補助金交付要領の一部改正について、合理的な理由もなく著しく遅延したことにより、30市町村に対する同補助金349,059,000円の交付決定事務が年度末に行なわれるなど不適正な事務処理があったので、適正な事務の執行に努められたい。	補助金交付要領の改正に当たっては、処理期限を設け、担当課長が進捗管理を行なうとともに、共通フォルダに処理状況を入力することにより、複数職員が確認するなど、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 県土整備部県土整備企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成20年8月27日

イ 本監査実施日 平成20年9月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成20年10月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収用委員会事務局の職員は、地方自治法第180条の6第1項の規定により、予算を執行する権限を有しないにもかかわらず	監査結果を受け、収用委員会事務局の職員1名について、平成20年11月10日付で県土整備部県土整備企画室職員とし

らず、併任の発令等適正な手続を執ることなく、需用費及び負担金の支出負担行為を作成しているので、併任の発令等、適正な手続を執ること。

て兼任発令した。

今後は、兼務職員に支出負担行為を作成させる等、適正な事務執行の確保に努めていく。